33	38° 17′ 40.0734″	140° 26′ 30.1960″
34	38° 17′ 40.4867″	140° 26′ 30.5134″
35	38° 17′ 41.7550″	140° 26′ 30.0100″
36	38° 17′ 44.1460″	140° 26′ 29.6443″
37	38° 17′ 44.7139″	140° 26′ 29.4156″
38	38° 17′ 45.4527″	140° 26′ 31.6613″
39	38° 17′ 45.6385″	140° 26′ 32.4005″

二(二)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

竹森沢

(一)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうちその接している区間の道路敷（平成十九年国土交通省告示第五百十一号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）

山形県東置賜郡高畠町大字竹森

字高坂　二七八四番二

二七八五番二

○国土交通省告示第八百九十二号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十七条の八の規定に基づき、同法第十六条第三項に規定する登録講習機関であるＴＡＣ株式会社から役員を変更する届出があったので、同法第十七条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年九月二十二日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　役員の変更

変更前	多田　敏男、近藤　敦、金井　孝二、猪野　樹、千潟　高橋　裕、川野　貴未、野中　将二、齋藤　知記、阿部　茂雄、池上　康夫、原口　健、丹羽　厚太郎、町田　弘香
変更後	多田　敏男、近藤　敦、猪野　樹、千潟　康夫、高橋　裕、川野　貴未、野中　将二、齋藤　知記、阿部　茂雄、池上　玄、原口　健、丹羽　厚太郎、町田　弘香

二　変更の年月日　令和七年六月二十五日

○国土交通省告示第八百九十三号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月二十二日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年九月二十二日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名	供用開始の区間
第二東海自動車道横浜名古屋線	豊田市花園町林七番から同市花園町林四番一まで	供用開始の期日	令和七年九月二十四日〇時

四八一八番一

四八一九番二及び四八一九番三

四八二〇番一及び四八二〇番二

四八二一番二及び四八二一番四

四八二二番五及び四八二二番六

四八二三番一五

五〇四六番四、五〇四六番七、五〇四六番一一、五〇四六番一三及び五〇四六番一四

砂防法第二条の土地に係る河川の名称

柴屋沢川

(一)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川敷及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

山形県寒河江市大字幸生

字ヨテカ原　五二九番二及び五二九番三

五三〇番二及び五三〇番三

一八一三番二及び一八一三番三

一八一四番二及び一八一四番四

一八一五番五及び一八一五番六

五三一番四

字石橋

五三二番九

一四六九番

一四六九番二

○関東地方整備局告示第二百号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和七年九月二十二日

関東地方整備局長　橋本　雅道

第１　起業者の名称　栃木県

第２　事業の種類　主要地方道藤原宇都宮線改築工事（上田原北工区）及びこれに伴う農業用水路付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　栃木県宇都宮市金田町字梨子下及び字河口、上田原町字原道下地内

２　使用の部分　栃木県宇都宮市金田町字梨子下及び字河口、上田原町字原道下地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

「主要地方道藤原宇都宮線改築工事（上田原北工区）及びこれに伴う農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）は、栃木県宇都宮市金田町字梨子下地内から同市上田原町字稲荷後地内までの延長約1.96kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする主要地方道改築工事及びこれに伴う農業用水路付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「主要地方道藤原宇都宮線改築工事（上田原北工区）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、法第３条第５号に掲げる地方公共団体が設置する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である栃木県は、主要地方道藤原宇都宮線（以下「本路線」という。）を道路法第７条の規定による都道府県道に認定し、同法第15条の規定により管理をしている。また、関連事業の施行に際し必要な水路管理者の同意を得ているほか、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

本路線は、栃木県日光市藤原地内の一般国道121号との接続部を起点とし、同県宇都宮市大通り一丁目地内の主要地方宇都宮那須烏山線との交差点に至る延長約61kmの主要地方道であり、第３次宇都宮市都市計画マスタープランにおいて、都市の骨格となる道路網としている12放射道路の１つとして、栃木県日光市など県北部方面と同県宇都宮市を結ぶほか、一般国道119号（宇都宮環状道路）や東北縦貫自動車道上河内スマートインターチェンジへのアクセス道路としての機能も有するとともに、栃木県地域防災計画における第二次緊急輸送道路にも指定されている重要な路線となっている。

本路線のうち、本件区間に対応する栃木県宇都宮市金田町字梨子下地内から同市上田原町字稲荷後地内までの区間（以下「現道区間」という。）の一部は、既成集落を通過しており、周辺の小学校・中学校の通学に利用されているほか、バスの通行ルートにはバス停も存することなどから、現道区間の地域住民にとって生活上欠かせない道路である。

しかしながら、現道区間において、栃木県が管理する県道の構造の技術的基準を定める条例（令和２年栃木県条例第６号。以下「栃木県道路構造条例」という。）に定める第３種第２級の車線の幅員を満たさない区間が多数存在し、車両同士のすれ違い時や正面衝突の自動車事故が発生している。